

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成30年11月15日(2018.11.15)

【公開番号】特開2017-156092(P2017-156092A)

【公開日】平成29年9月7日(2017.9.7)

【年通号数】公開・登録公報2017-034

【出願番号】特願2016-36611(P2016-36611)

【国際特許分類】

G 01 C 21/26 (2006.01)

G 09 B 29/00 (2006.01)

G 09 B 29/10 (2006.01)

G 01 C 21/34 (2006.01)

【F I】

G 01 C 21/26 C

G 09 B 29/00 A

G 09 B 29/10

G 01 C 21/34

【手続補正書】

【提出日】平成30年10月2日(2018.10.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

目的地を受け付ける受付部と、

地図情報と、前記目的地の属性情報に関連する第1ランドマークの情報とが格納される格納部と、

前記地図情報を出力する出力部と、が備えられ、

前記出力部は、前記受付部が前記目的地を受け付けたことに応じて、前記第1ランドマークの情報をさらに出力することを特徴とする地図情報処理装置。

【請求項2】

前記第1ランドマークの情報は、少なくとも属性情報および位置情報を含み、

移動体の現在位置を取得する位置取得部と、

前記現在位置から前記目的地への経路を探索する探索部と、がさらに備えられ、

前記出力部は、前記目的地、前記現在位置または前記経路、の周辺に位置する前記第1ランドマークの少なくとも属性情報を出力する請求項1に記載の地図情報処理装置。

【請求項3】

請求項1または2に記載の地図情報処理装置において、

前記第1ランドマークを経由地として設定する設定部がさらに備えられたことを特徴とする地図情報処理装置。

【請求項4】

請求項3に記載の地図情報処理装置において、

前記第1ランドマークは、複数個あり、

複数個の前記第1ランドマークの各情報は、前記設定部が前記経由地の設定を行うための優先度を有することを特徴とする地図情報処理装置。

【請求項5】

請求項 1 乃至 4 のうちいずれか 1 つに記載の地図情報処理装置において、
1 以上の前記目的地の各属性情報に、1 以上の前記第 1 ランドマークの情報が関連付け
されることを特徴とする地図情報処理装置。

【請求項 6】

請求項 1 乃至 5 のうちいずれか 1 つに記載の地図情報処理装置において、
1 以上の前記第 1 ランドマークの各情報に、1 以上の前記目的地の属性情報が関連付け
されることを特徴とする地図情報処理装置。

【請求項 7】

請求項 1 乃至 6 のうちいずれか 1 つに記載の地図情報処理装置において、
前記格納部には、移動体の属性情報に関する第 2 ランドマークの情報がさらに格納さ
れ、

前記出力部は、所定のタイミングで、前記第 2 ランドマークをさらに出力することを特
徴とする地図情報処理装置。

【請求項 8】

請求項 7 に記載の地図情報処理装置において、
前記移動体の状態情報を取得する状態取得部がさらに備えられ、
前記出力部は、前記第 2 ランドマークを出力するタイミングを、前記移動体の状態情報
と、予め設定された閾値とを用いて判断することを特徴とする地図情報処理装置。

【請求項 9】

受付部、格納部および出力部によって行われる地図情報処理方法であって、
受付部が、目的地を受け付ける受付ステップと、
格納部に、地図情報と、前記目的地の属性情報に関する第 1 ランドマークの情報とが
格納される格納ステップと、
出力部が、前記地図情報を出力する出力ステップとを含み、
前記出力部は、前記受付部が前記目的地を受け付けたことに応じて、前記第 1 ランドマ
ークの情報をさらに出力することを特徴とする地図情報処理装置。

【請求項 10】

コンピュータを、
目的地を受け付ける受付部と、
地図情報と、前記目的地の属性情報に関する第 1 ランドマークの情報とが格納される
格納部と、
前記地図情報を出力する出力部として機能させ、
前記出力部は、前記受付部が前記目的地を受け付けたことに応じて、前記第 1 ランドマ
ークの情報をさらに出力することを特徴とするプログラム。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 1 2 5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 1 2 5】

地図情報処理装置 1 の構成は、実施の形態 1 のもの（図 1 参照）と同じである。実施の
形態 1 との相違は、格納部 1 1 が 2 種類以上の地図情報を格納している点、および、出力
部 1 4 は、受付部 1 2 が目的地を受け付けたことに応じて、地図情報の種類を変更して出
力する点である。格納部 1 1 に 2 D の地図情報と 3 D の地図情報とが格納されており、出
力部 1 4 は、受付部 1 2 が目的地を受け付けたことに応じて、地図情報の種類を 2 D ・ 3
D の間で変更して出力する。または、格納部 1 1 に平面の地図情報と鳥瞰図の地図情報と
が格納されており、出力部 1 4 は、受付部 1 2 が目的地を受け付けたことに応じて、地図
情報の種類を 2 D ・ 3 D の間で変更して出力する。または、格納部 1 1 は、縮尺の異なる
複数の地図情報を格納し、出力部 1 4 は、受付部 1 2 が目的地を受け付けたことに応じて
、異なる縮尺の地図情報を出力してもよい。

【手続補正3】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0 1 3 4**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0 1 3 4】**

(実施の形態5)

図14は、本実施の形態5における地図情報処理装置2のブロック図である。地図情報処理装置2は、格納部22、受付部21、処理部23、出力部24を備える。このうち、受付部21、格納部22、出力部24は、実施の形態1のもの(図1参照)と同様の構成であり、実施の形態1のもの(図1参照)に対し、処理部23が位置取得部231、探索部232、設定部233、状態取得部234を備える点で異なる。そのため、受付部21、格納部22、出力部24の構成要素は、基本的には実施の形態1の受付部12、格納部11、出力部14と同じであり、異なる動作のみ詳しく説明する。